平成２９年（フ）第８０号
静岡県浜松市南区三島町486番地の13
債務者　濵口　　涼
1　決定年月日時　平成29年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第８１号
静岡県浜松市南区三島町486番地の13
債務者　濵口　元樹
1　決定年月日時　平成29年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第８８２号
横浜市都筑区東山田３丁目17番７―202号
債務者　川上　浩恵
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月19日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３５２号
東京都八王子市東浅川町512番地１
債務者　小川加代子
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月21日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第７１９号
神奈川県藤沢市下土棚469番地　ソレイユ長後　802Ｂ号室
債務者　金　　香順
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月28日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８５８号
相模原市南区相南１―12―９　アームズ東林間101、住民票上の住所神奈川県大和市下鶴間2773番地１
債務者　小宮　絹代
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第１０号
福島県白河市大信上新城字原畑29番地
破産者　株式会社新城ニット
1　決定年月日　平成29年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２９年（フ）第３号
千葉県東金市広瀬80番地４
破産者　大内　　繁
1　決定年月日　平成29年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第１１５号
横浜市中区石川町１丁目10番地第２アサヒビル
破産者　株式会社サン商会
1　決定年月日　平成29年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４２４号
静岡県浜松市中区高丘東１丁目９番７号
破産者　有限会社藤工建設
1　決定年月日　平成29年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続終結

平成２７年（フ）第５５号
福岡県柳川市三橋町礒鳥311番地４
破産者　合同会社パルコ
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第２２５６号
横浜市鶴見区矢向１丁目３番12号
破産者　松崎　大輔
1　決定年月日　平成29年５月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第２００１号
福岡県糟屋郡篠栗町大字津波黒305番地３　ルートピア篠栗202号
破産者　宮岡　重治
1　破産債権の届出期間　平成29年６月１日まで
2　一般調査期日　平成29年７月５日午後１時30分
平成29年５月１日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７号
三重県松阪市川井町834番地１　サンマンションエルステージ松阪１番館204号、前住所三重県松阪市泉町1700番地１　エーデルハイムＤ201
破産者　真下　和代
1　破産債権の届出期間　平成29年６月７日まで
2　一般調査期日　平成29年６月29日午前10時30分
平成29年５月８日　　津地方裁判所松阪支部

平成２９年（フ）第５１９号
大阪府東大阪市長堂２丁目６番７号
破産者　佐藤　治司
1　破産債権の届出期間　平成29年６月13日まで
2　一般調査期日　平成29年７月13日午後２時
平成29年５月２日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１号
愛媛県今治市吉海町仁江1305番地、前住所愛媛県越智郡吉海町大字仁江1054番地
破産者　渡邉　和志
1　破産債権の届出期間　平成29年６月16日まで
2　一般調査期日　平成29年７月18日午前11時30分
平成29年５月８日　松山地方裁判所今治支部

債権者集会招集

平成２７年（フ）第５１８０号
大阪市淀川区三津屋中２丁目６番13号
破産者　株式会社欅部製作所
1　期日　平成29年５月26日午後４時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成29年５月２日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３２２号
茨城県取手市井野台３丁目27番21―406号、開始決定時の住所大阪市平野区背戸口５―４―２　アヴィタシオン秋月305
破産者　松井　幹彦
1　期日　平成29年７月６日午後４時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成29年５月２日
大阪地方裁判所第６民事部